

成長産業振興・発展対策支援事業

【概要】

企業立地促進法に基づき、市町村及び都道府県等とともに地域産業活性化協議会を構成する民間事業者が、我が国の成長産業を対象に、地域産業活性化協議会を構成する地方公共団体及び関係機関（地域の経済団体、教育機関、民間企業等）と協働して取り組む、広域基本計画を推進するための地域における産学官の広域的な人的ネットワーク形成とその強化及び新事業の創出等の事業。

【対象者】

地域産業活性化協議会の構成員である（又は構成員となる予定がある）事業者であって、企業立地促進法第5条第2項第7号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者*で、地域産業活性化協議会（又は協議会の構成員となる予定の者）の総意によって事業の管理・運営等を責任を持って実施することが可能であると認められた以下の機関。

- ①財団法人、社団法人、②独立行政法人、地方独立行政法人、③認可法人（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等）
- ④特定非営利活動法人、⑤株式会社、有限会社、⑥その他経済産業局長等が認める法人

*企業立地促進法第5条第2項第7号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者とは、地域産業活性化協議会において、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業を実施する者を言う。

【補助率及び補助対象経費等】

補助事業の区分	補助対象経費		補助率
	経費の内訳	内容	
成長産業振興・発展対策支援事業	謝金	地域連携マネージャー謝金、専門家謝金、委員謝金等	10/10以内
	旅費	地域連携マネージャー旅費、専門家旅費、委員旅費等	
	ネットワーク活動費	会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費等	
	委託費	調査・分析、データベース作成、会場設営、企画デザイン等広告媒体作成、ホームページ作成費等	